

弘前市町会連合会交通安全委員会設置要綱

(目 的)

1. 市民を交通災害から守るため、交通安全運動を推進し、交通道德及び交通安全思想の高揚を図ることを目的とする。

(組 織)

2. 交通安全委員会（以下「委員会」という。）の組織は、次のとおりとする。
 - (1) 町会に、交通安全委員（以下「委員」という。）を置く。
 - (2) 地区町会連合会（以下「地区連合会」という。）に町会の委員をもって地区連合会委員会を置く。
 - (3) 弘前市町会連合会（以下「市連合会」という。）に地区連合会から推薦された委員男女各1名をもって、市連合会委員会を置く。

(委員長及び副委員長)

3. 市連合会委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - (1) 委員長1名及び副委員長男女各2名とし、地区連合会から推薦された委員の互選とする。
 - (2) 委員長及び副委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会の所管事務)

4. 委員会の所管事務は、次のとおりとする。
 - (1) 目的達成のため、必要な事項について協議する。
 - (2) 関係機関・団体との連絡協調を図るとともに、必要な事項について研修する。

附 則

この要綱は、昭和42年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月13日から施行する。(改正)

附 則

この要綱は、平成10年5月13日から施行する。(改正)

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。(改正)